「国家的に重要な研究開発の評価」の枠組みの検討について

現行の枠組み

1)内閣府設置法第26条第1項第3号において、総合科学技術会議がつかさどる事務が次のとおり規定されている。

「科学技術に関する <u>大規模な研究開発</u> <u>その他の国家的に重要な研究開発</u> について評価を行うこと」

2)上記の および の具体的な内容については、第26回総合科学技術会議(平成15年3月28日)において、以下のとおり決定し、現在に至っている。

大規模新規研究開発

新たに実施が予定される国費総額が約300億円以上の研究開発

総合科学技術会議が指定する研究開発

総合科学技術会議が以下の観点等から評価の必要を認め指定する研究開発

- ・科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの
- ・計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの
- ・社会的関心が高いもの(倫理、安全性、期待、画期性等)
- ・国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの

今次、枠組みの検討を行う根拠

平成17年3月29日の総合科学技術会議において『「国の研究開発評価に関する大綱的指針」のフォローアップ結果及び大綱的指針の見直し等について』(以下「フォローアップ結果」という。)を決定。

その中で、「今後の取組」として、<u>総合科学技術会議が自ら行う国家的に重要な研究開発の評価</u>について、「これまで以上に我が国の科学技術政策のいわゆる「司令塔」としての戦略的活動に資するよう、充実すべきであり、<u>今後、当該評価の枠組みについて検討</u>すること」としたところ。

枠組みの検討の観点

上記のフォローアップ結果において、以下を指摘した。

「総合科学技術会議が自ら行う国家的に重要な研究開発の評価については、・・・総合科学技術会議による評価の仕組みを積極的に活用することが一層重要であり、大規模な研究開発に関する評価、高いレベルの科学技術政策や各府省をまたがる施策等を対象とした評価を充実させていく必要がある。」

1.「大規模な研究開発」に関する検討事項(案)

検討事項	関連する意見(第 44 回専門調査会及び追加意見)
1)評価の対象とする研究開発の規模	
現行の基準 国費総額が約 300 億円以上の研究開発	
検討の視点	
現行の基準の見直しの要否	
見直す場合の新たな基準の内容	
例)・基準額の変更	
・予算規模の基準の撤廃	
2)評価の時期 現行の時期 事前評価のみ(新たに実施が予定される・・・研究開発) 検討の視点 評価の時期の見直しの要否 見直す場合の評価の時期 例)・中間評価(例えば3年程度を一つの目安とした定期的評価) ・事後評価(研究開発終了時の評価) ・追跡評価(研究開発終了後、一定の期間を経過した後に行う評価)	

2.「その他の国家的に重要な研究開発」に関する検討事項(案)

関連する意見(第44回専門調査会及び追加意見) 検討事項 1)評価の対象 評価専門調査会が担当する評価の枠組はある程度緩いものにして 現行の対象 おいて、具体的な課題が出てきた段階で随時選んでいくようにした 方がよい。 総合科学技術会議が以下の観点等から評価の必要を認め指定 する研究開発 ・ 指定して行う評価について、指定のルールを決めることは必要だ ・ 科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの が、あまりタイトなルールにせず、大枠だけを決めておいて、実際 ・ 計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの にはその時点で柔軟に考える方がよい。 ・ 社会的関心が高いもの(倫理、安全性、期待、画期性等) ・ 国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの ・ 指定して行う評価、テーマを設定して行う評価については、設定が 思いつきにならないよう、系統的な方策を考える必要がある。 検討の視点 評価専門調査会で扱うのは、省庁横断的な課題、全般に関わる課題 現行の規定(上記の観点等)の見直しの要否 を取り上げるべき。 見直す場合の観点等の内容 ・ 指定して行う評価の対象は研究開発投資の大型のものと受け止め られがちだが、もう少し枠組みは大きくとるべき(研究開発関連の 政策や施策の中でも、直接研究費を投入する以外の制度や施策な ど) 評価の対象を選定する際に、国がサポートしている研究開発の全体 像を把握した上で判断する必要がある。

) 評価対象を効率的に見出す方策(運用) 現行の運用の方法 有識者議員、評価専門調査会委員からの発議、インターネットによる募集により、評価の必要の有無を調査・検討する対象を募集 	現行の運用の方法 有識者議員、評価専門調査会委員からの発議、インターネットによる募集により、評価の必要の有無を調査・検討する対象を募集 検討の視点 評価の必要の有無を調査・検討する対象を見出す方法の充実 例)・研究開発施策の評価を充実するための方策・優先順位付(SABC)の結果を踏まえた対象の選定など、	検討事項	関連する意見(第 44 回専門調査会及び追加意見)
有識者議員、評価専門調査会委員からの発議、インターネットによる募集により、評価の必要の有無を調査・検討する対象を募集 検討の視点 評価の必要の有無を調査・検討する対象を見出す方法の充実 例)・研究開発施策の評価を充実するための方策 ・優先順位付(SABC)の結果を踏まえた対象の選定など、	有識者議員、評価専門調査会委員からの発議、インターネットによる募集により、評価の必要の有無を調査・検討する対象を募集 検討の視点 評価の必要の有無を調査・検討する対象を見出す方法の充実 例)・研究開発施策の評価を充実するための方策 ・優先順位付(SABC)の結果を踏まえた対象の選定など、) 評価対象を効率的に見出す方策(運用)	
評価の必要の有無を調査・検討する対象を見出す方法の 充実 例)・研究開発施策の評価を充実するための方策 ・優先順位付(SABC)の結果を踏まえた対象の選定など、	評価の必要の有無を調査・検討する対象を見出す方法の 充実 例)・研究開発施策の評価を充実するための方策 ・優先順位付(SABC)の結果を踏まえた対象の選定など、	有識者議員、評価専門調査会委員からの発議、インターネットによる募集により、評価の必要の有無を調査・検討す	
		評価の必要の有無を調査・検討する対象を見出す方法の 充実 例)・研究開発施策の評価を充実するための方策	

3 . その他の意見

意見の区分	意見内容 (第 44 回専門調査会及び追加意見)
1) 評価の観点、評価項目に関する意見 【参考:現行の大規模新規研究開発の評価項目】 A.科学技術上の意義 B.社会・経済上の意義 C.国際関係上の意義 D.計画の妥当性 E.成果、運営、達成度等	 ・国家プロジェクト、研究開発をいかに効率よく推進するかという観点で議論するべき。 ・国民の税金を使った結果が日本国にどのような形で役立ったかということを明確にする必要がある。 ・基本計画の重点的な方針(知の創造を行い、イノベーションにつなげていくなど)と、評価専門調査会が担当する評価とが、ある意味ではリンクしながら、(研究開発の)成果が上がるようなことを考えるべき。
2) その他	